

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

## 1 趣旨

地方税法の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例の一部を改正しようとするもの。

## 2 改正の概要

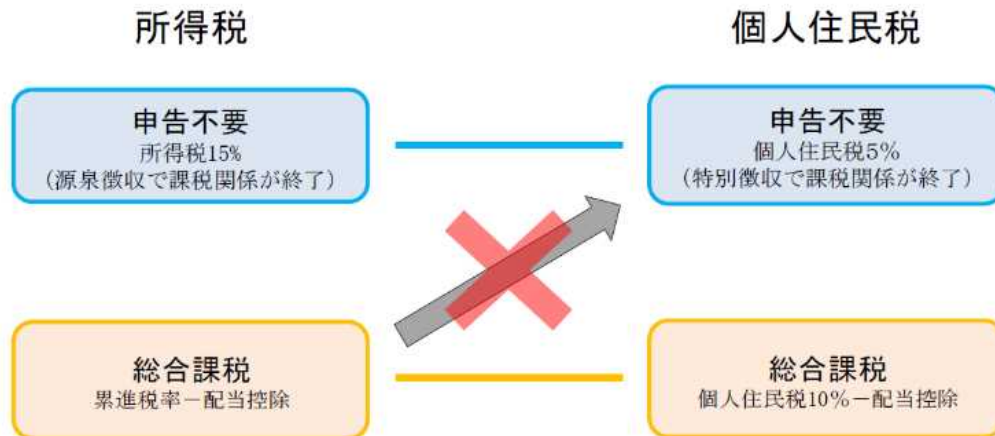
## (1) 個人県民税

ア 住宅ローン控除について、令和 7 年入居分まで延長する等所要の措置を講ずる。

	【現行】	【改正(案)】
居住年	平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月	令和 4 年～令和 7 年
控除期間	10 年	13 年(既存住宅等は 10 年)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 2.8% (最高 5.46 万円)	所得税の課税総所得金額等の 2% (最高 3.9 万円)

※減収額は、地方特例交付金により全額国費補てん

イ 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずる。



ウ 上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講ずる。

## (2) 不動産取得税

ア 住宅に係る課税標準の特例措置または住宅用地に係る税額の減額措置について、これらの特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することとする。

イ 不動産取得税に係る申告について、次の措置を講ずる。

(ア) 不動産を取得した者は、不動産取得の日から 60 日以内に不動産登記の申請をした場合は、不動産取得の申告書の提出を要しないものとする。

(イ) (ア)の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、不動産取得の申告書を提出させることができることとする。

### (3) 自動車税

身体障害者等に関する環境性能割および種別割の減免に係る申請における身体障害者手帳等および運転免許証の提示について、これらの写しの提出によることができることとする。

### (4) その他必要な規定の整備

## 3 施行期日

公布日。ただし、2(1)アは令和5年1月1日、2(2)イは令和5年4月1日、2(1)イ・ウは令和6年1月1日。

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、不動産取得税および自動車税について改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 個人の県民税

ア 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の県民税および居住年が令和7年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとします。（付則第5条の4の2関係）

イ 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずることとします。（第21条の4および付則第11条の2関係）

ウ 上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講ずることとします。（付則第14条の2の6関係）

#### (2) 不動産取得税

ア 住宅に係る課税標準の特例措置または住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することとします。（第39条の2および第39条の12関係）

イ 不動産取得税に係る申告について、次の措置を講ずることとします。（第39条の7関係）

(ア) 不動産を取得した者は、当該取得について、不動産取得の日から60日以内に不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により表示に関する登記または所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税に係る申告を要しないものとする。

(イ) (ア)の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、不動産取得税に係る申告をさせることができることとする。

#### (3) 自動車税

身体障害者等に関する環境性能割および種別割の減免に係る申請における書類等の提示について、当該書類等の写しの提出によることができることとします。（第73条の3および第73条の14関係）

### 3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2(1)アは令和5年1月1日から、2(2)イは令和5年4月1日から、2(1)イおよびウは令和6年1月1日から、それぞれ施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととします。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第21条の3まで 省略</p> <p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第21条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合または法第32条第15項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第20条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第22条から第23条の3まで 省略</p> <p>(個人の県民税に係る<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族申告書</u>と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族申告書</u>を、同条に規定する給与支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p> <p>2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、_____</p>	<p>第1条から第21条の3まで 省略</p> <p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第21条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する<u>確定申告書</u>_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合または法第32条第15項に規定する<u>確定申告書</u>_____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第20条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第22条から第23条の3まで 省略</p> <p>(個人の県民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>を、同条に規定する給与支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p> <p>2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計</u></p>

<p>扶養親族（控除対象扶養親族_____を除く。）を有する者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族申告書</u>_____と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族申告書</u>_____を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p>	<p>を一にする配偶者（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）または扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p>
<p>第24条から第39条まで 省略</p>	<p>第24条から第39条まで 省略</p>
<p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p>	<p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p>
<p>第39条の2 省略</p>	<p>第39条の2 省略</p>
<p>2から4まで 省略 (新設)</p>	<p>2から4まで 省略 5 <u>前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第1項または第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項または第3項の規定を適用する。</u></p>
<p>5 <u>前項</u>の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。</p>	<p>6 <u>第4項</u>の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。</p>
<p>(1)から(3)まで 省略</p>	<p>(1)から(3)まで 省略</p>
<p>6 第3項の規定の適用を受けようとする者が、<u>前2項</u>の申告をしようとするときは、当該住宅が第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p>7 第3項の規定の適用を受けようとする者が、<u>第4項および前項</u>の申告をしようとするときは、当該住宅が第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。</p>
<p>7 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項または第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および<u>第5項各号</u>に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、第4項および<u>第5項</u>の申告に代えることができる。この場合において、第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p>	<p>8 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項または第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および<u>第6項各号</u>に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、第4項および<u>第6項</u>の申告に代えることができる。この場合において、第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p>

8から17まで 省略

第39条の3から第39条の6まで 省略

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)

第39条の7 不動産を取得した者は、不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 省略

(新設)

2 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対して不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 省略

第39条の8から第39条の11まで 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2および3 省略

(新設)

9から18まで 省略

第39条の3から第39条の6まで 省略

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)

第39条の7 不動産を取得した者は、不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示に関する登記または所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項に規定する申告書を提出させることができる。

3 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、前2項の規定により提出する申告書に当該不動産の取得に対して不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 省略

第39条の8から第39条の11まで 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2および3 省略

4 前3項の規定による納税者の申請がない場合においても、当該土地の取得がこれらの規定に規定する要件に該当すると認められるときは、これらの規定による不動産取得税の減額をすることができる。

<p>4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして前3項の規定を適用する。</p> <p>5 省略 (新設)</p>	<p>5 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして第1項から第3項までの規定を適用する。</p> <p>6 省略</p>
<p>6 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。 (1)から(4)まで 省略</p> <p>7 第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。 (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。) (2) 省略</p>	<p>7 前項前段または同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用する。</p> <p>8 第6項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。 (1)から(4)まで 省略</p> <p>9 第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者が、第6項および前項の申告をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。 (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第7項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。) (2) 省略</p>
<p>8 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項、第2項または第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第6項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、第5項および第6項の申告に代えることができる。この場合において、第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申告書に添付しなければならない。 (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。) (2) 省略</p>	<p>10 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項、第2項または第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第8項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、第6項および第8項の申告に代えることができる。この場合において、第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申告書に添付しなければならない。 (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第7項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。) (2) 省略</p>



<p>9 第1項または第2項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項各号または第2項各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定に該当することを証明するに足る書類（<u>第7項第1号</u>または<u>第39条の2第6項</u>の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p>	<p>11 第1項または第2項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項各号または第2項各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定に該当することを証明するに足る書類（<u>第9項第1号</u>または<u>第39条の2第7項</u>の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p>
<p>10 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明するに足る書類（<u>第7項第2号</u>または<u>第39条の15の2第2項</u>の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)および(2) 省略</p>	<p>12 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明するに足る書類（<u>第9項第2号</u>または<u>第39条の15の2第2項</u>の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)および(2) 省略</p>
<p>11 <u>第4項</u>および<u>第5項</u>に定めるもののほか、特例適用住宅に第39条の2第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関しては、<u>施行令第39条の3</u>に定めるところによる。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第39条の13 省略</p>	<p>13 <u>第5項</u>および<u>第6項</u>に定めるもののほか、特例適用住宅に第39条の2第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関しては、<u>施行令第39条の3</u>に定めるところによる。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第39条の13 省略</p>
<p>2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、<u>第39条の7</u>の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>同条第1項第1号</u>、<u>第2項第1号</u>または<u>第3項</u>の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで 省略</p> <p>第39条の14および第39条の15 省略</p>	<p>2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、<u>第39条の7</u>の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>前条第1項第1号</u>、<u>第2項第1号</u>または<u>第3項</u>の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで 省略</p> <p>第39条の14および第39条の15 省略</p>



ることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5から8まで 省略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の3 省略

2および3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする再開発会社は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公共施設に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5 省略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の4 省略

2および3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする農地中間管理機構は、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

5および6 省略

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

ることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5から8まで 省略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の3 省略

2および3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする再開発会社は\_\_\_\_\_、次に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公共施設に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5 省略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の4 省略

2および3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする農地中間管理機構は\_\_\_\_\_、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

5および6 省略

7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の5 省略

2 および 3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする土地改良区は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

5 および 6 省略

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

第39条の17から第58条の23まで 省略

(自動車税に関する用語の意義)

第59条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

第60条から第73条の2まで 省略

8 省略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の5 省略

2 および 3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする土地改良区は \_\_\_\_\_、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

5 および 6 省略

7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 省略

第39条の17から第58条の23まで 省略

(自動車税に関する用語の意義)

第59条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

第60条から第73条の2まで 省略

(環境性能割の減免)

第73条の3 省略

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、同項第2号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

第73条の4から第73条の13まで 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限(納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際(当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

3から5まで 省略

(環境性能割の減免)

第73条の3 省略

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、同項第2号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証を提示し、またはこれらの写しを提出しなければならない。

第73条の4から第73条の13まで 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限(納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際(当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示し、またはこれらの写しを提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

3から5まで 省略

第73条の15から第146条まで 省略

付 則

第1条から第5条の4まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第17項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

第73条の15から第146条まで 省略

付 則

第1条から第5条の4まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第19項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

2 および 3 省略

第5条の5から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から6まで 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8から11まで 省略

12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第1

(2) 省略

2 および 3 省略

第5条の5から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から6まで 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8から11まで 省略

12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第1

7条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

（不動産取得税の減額等）

第9条 省略

2 省略

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設（以下この条および第39条の15第1項において「施設」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の

7条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

（不動産取得税の減額等）

第9条 省略

2 省略

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設（以下この条および第39条の15第1項において「施設」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の



日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4から6まで 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定

日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中

「次に掲げる」

とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4から6まで 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定

の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

#### 8 および 9 省略

10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日

の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中

「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

#### 8 および 9 省略

10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この項および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日

から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

## 第9条の2 省略

### 2 省略

3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に依り当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、

から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中

「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

## 第9条の2 省略

### 2 省略

3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2第10項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第12項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に依り当該各号に定める日がある場合、同条第13項に規定する交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第10項、

第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2第9項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地(以下「宅地評価土地」という。)の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
第39条の2第11項および第12項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額

(不動産の価格の決定の特例)

第9条の3 第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合

第12項および第13項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2第10項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地(以下「宅地評価土地」という。)の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
第39条の2第12項および第13項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額

(不動産の価格の決定の特例)

第9条の3 第39条の2第10項、第12項もしくは第13項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合

において、当該不動産が法附則第17条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項、付則第8条第1項または前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準および法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

第9条の4から第11条まで 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条および第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書および同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるとき。

3 省略

において、当該不動産が法附則第17条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第39条の2第10項、第12項もしくは第13項、第39条の16第1項、付則第8条第1項または前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準および法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

第9条の4から第11条まで 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 省略

第11条の2の2から第13条まで 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 省略

第13条の2の2から第14条の2の4まで 省略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の特例)

第14条の2の5 省略

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下この条において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第36条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項および第4項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)につき、第36条の12第2項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の12第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号および第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属

第11条の2の2から第13条まで 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6までまたは第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 省略

第13条の2の2から第14条の2の4まで 省略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の特例)

第14条の2の5 省略

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(次項において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第36条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項および第4項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)につき、第36条の12第2項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の12第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号および第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属

する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日）」とする。

3および4 省略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除）

第14条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書

を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これ

する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日）」とする。

3および4 省略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除）

第14条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税 について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。第4項において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る

。）に限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税 について確定申告書

を提出した場合

らの申告書<sup>1</sup>をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているとき

に限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の5第4項に規定するところにより、当該納税義務者の付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5および6 省略

第14条の3から第14条の4の2まで 省略

（条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）

第14条の5 省略

2および3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 法第45条の2第1項の規定による申告書

において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書

を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）に

限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の5第4項に規定するところにより、当該納税義務者の付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5および6 省略

第14条の3から第14条の4の2まで 省略

（条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）

第14条の5 省略

2および3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第45条の3第1項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。



(2) 法第45条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の4の規定の適用については、同条中「または法第32条第15項」とあるのは、「もしくは付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第1項の規定および第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課されたとき、または法第32条第15項」とする。

第15条から第20条まで 省略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）  
第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
付則第5条の4の2第1項第1	租税特別措置法第41条第2項から第5項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の4の規定の適用については、同条中「または法第32条第15項」とあるのは、「もしくは付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

\_\_\_\_\_であつて、  
当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第1項の規定および第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課されたとき、または法第32条第15項」とする。

第15条から第20条まで 省略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）  
第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
付則第5条の4の2第1項第1	租税特別措置法第41条第2項から第5項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨

号	までもしくは第10項から第17項までもしくは第41条の2	時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第17項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
省略		

号	までもしくは第10項から第19項までもしくは第41条の2	時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第19項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
省略		

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第9項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

省略		
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第4項までもしくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

省略		
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第

		9項まで
--	--	------

3 省略

第22条から第28条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
 第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項および第3項ならびに第21条第3項の規定の適用については、付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1

		4項までもしくは第6項から第10項まで
--	--	---------------------

3 省略

第22条から第28条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
 第29条 (削除)

県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第3項および 第21条第3項の規定の適用については、これらの規定 中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第12項第1号に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1

項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の13第1項および第39条の15の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の13第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（同条第10項第1号に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
省略		

項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の13第1項および第39条の15の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の13第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（同条第12項第1号に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
省略		

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第29号）新旧対照表（付則第12項関係）

旧	新
<p>(滋賀県税条例の一部改正)</p> <p>第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(省略)</p> <p>第23条の3の2第2項中 _____ 「控除対象扶養親族を除く」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>(省略)</p> <p>以下省略</p>	<p>(滋賀県税条例の一部改正)</p> <p>第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(省略)</p> <p>第23条の3の2第2項中「扶養親族（」の右に「<u>年齢16歳未満の者または</u>」を加え、「<u>有しない者 _____ を除く</u>」を「<u>有する _____ 者に限る</u>」に改める。</p> <p>(省略)</p> <p>以下省略</p>